

**社会福祉等の関連施策との
連携のあり方に関する論点（案）**

社会福祉等の関連施策との連携のあり方に関する論点(案)

【背景】

- 平成6年の地域保健法制定以降、平成18年の児童福祉法の改正及び障害者自立支援法の制定、介護保険法に基づく介護予防事業の実施、平成20年度からの特定健診・特定保健指導の実施などにより、地域保健および関連業務の多くが市町村等に移管。
- 同時に、全国的な市町村合併の進展に伴う市町村人口規模の拡大や地方財政の悪化に伴う職員定数の削減等により、自治体間において地域保健および関連施策の実施体制に違いが発生。
- 一方、高齢化の進展に伴う国民医療費や介護給付費の増大、児童虐待事例の増加など、今後さらに、地域保健および関連施策の効果的な推進が急務。

【論点案】

① 効果的な地域保健活動の実施のための社会福祉等の関連施策との連携方策はどうあるべきか

- ・ 介護保険制度や特定健診・保健指導制度等の関連施策により収集された地域の健康情報等を分析し、それらの結果に基づいて地域保健活動を効果的に展開するべきではないか。
- ・ 一方、逆に、児童虐待対応に母子保健担当が積極的に協力するなど、社会福祉等関連施策の実施に地域保健で得られた情報等を活かす必要があるのではないか。

② 関連施策連携を可能にする体制のあり方はどうあるべきか

- ・ 直接住民サービスの多くを担う市町村において、関連施策を束ねた情報の評価および企画・立案を可能とする組織体制が必要ではないか。
- ・ 関連施策連携による地域保健活動や関連施策の推進においては、関連する情報の収集・評価等の面で、市町村は県・保健所の広域的な分析等の支援を具体的に求め、県・保健所は積極的に市町村の具体的な求めに応じる支援連携を一層推進することが必要ではないか。
- ・ 関連施策の連携に当たって、行政は地域のソーシャル・キャピタルの利活用を一層図るべきではないか。